

● 本日の次第 ●

1. 開会挨拶

国土交通省 大臣官房審議官 内田 欽也
神戸市 副市長 油井 洋明

2. 行政セッション「ウォークアブルな都市空間の実現に向けて」

国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官 奥田 謁夫
神戸市 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課 課長 清水 陽

3. プレゼンセッション「これからのストリートが果たすべき役割」

小野寺康都市設計事務所 取締役代表 小野寺 康 氏
全国まちなか広場研究会 理事 山下 裕子 氏
株式会社E-Design 代表取締役 忽那 裕樹 氏

4. ディスカッションセッション

「これからのストリークの作り方・使い方」

パネラー：小野寺氏／山下氏／忽那氏／神戸市／国土交通省
コーディネーター：神戸芸術工科大学 教授 長濱 伸貴 氏

5. 次年度に向けて

国土交通省 都市局 街路交通施設課 課長 本田 武志

● お知らせ ●

✓ 質問・感想を右のQRコード※1からご投稿下さい。
ディスカッションセッションで取り上げます。

※1 →

セッションコード FGTOP



✓ 講演資料・開催レポートは、近日中に国土交通省HP ※2で公開予定です。

※2 →

✓ 「居心地の良い歩きたくなる街路づくり」に関連する今後のイベントの案内等を『マチミチ通信』としてお知らせしています。
参加申込にご登録いただいたアドレス宛に配信させていただきますので、不要の方は事務局までご連絡下さい。



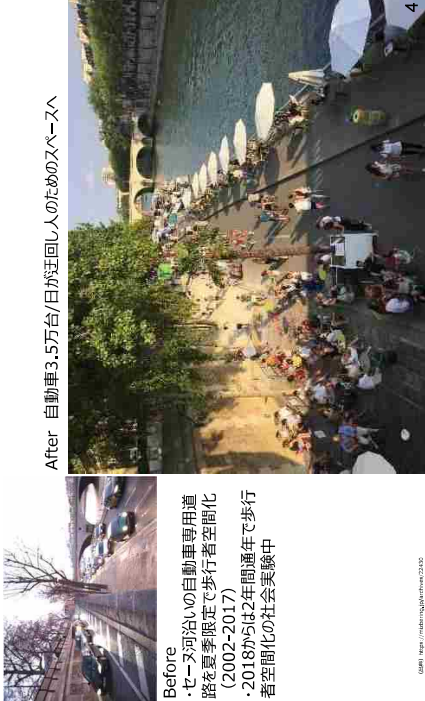
マチミチ会議in神戸 国土交通省の取組紹介

R2年1月24日 国土交通省街路交通施設課



1

パリ バリブラージュ(社会実験中)



After 自動車3.5万台/日が迂回し人のためのスペースへ

Before

- ・セーヌ川沿いの自動車専用道路を夏季限定で歩行者空間化(2002-2017)
- ・2018からは2年間通年で歩行者空間化の社会実験中

©MIP - Paris / www.miparis.com/2020

4

日本の都市も クルマ中心から ひと中心へ…

7

世界では 都市のウォークシフトが 進んでいる

2

パリ エッフェル塔周辺の構想



エッフェル塔の周辺の車道を緑地広場にす
る計画が進行中(完成目標2024年)

チカット乗り場やエオスウは、エッフェル塔の
地下に埋められ、景観を損なわないような
配慮もされる。

パリ市、エッフェル塔周辺の歩行者専用道路の計画
©パリ市、エッフェル塔周辺の歩行者専用道路の計画
https://paris.fr/fr/actualites/2019/02/22/renouvellement-de-paris

5

H30.10 現地勉強会@大阪

ウォーカーブルをつくる



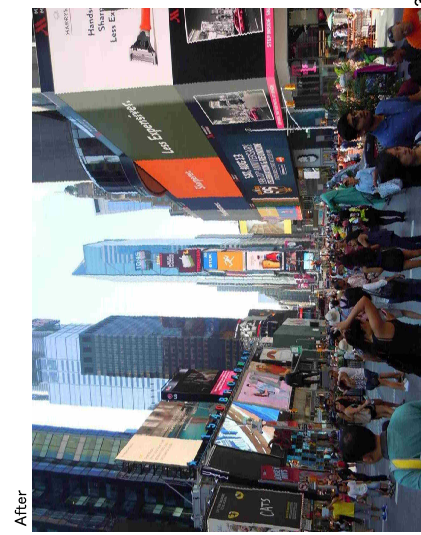
31自治体 66人参加

8

ニューヨーク タイムズスクエア



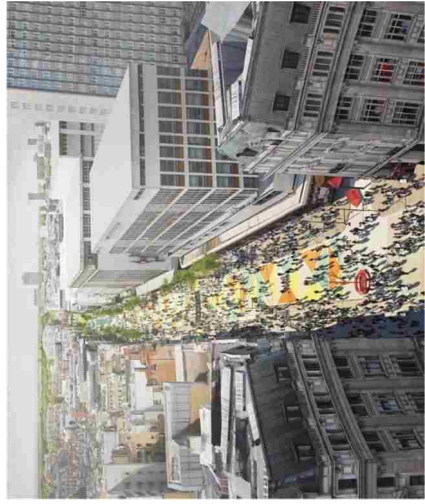
Before



After

3

ロンドン ホックスフォードストリートの構想



鉄道開通予定に合わせて歩行者空間
開化(2019年12月末)

- ・自転車の走行は禁止
- ・周辺には自転車専用レーンやタ
ンク車の設置が検討
- ・ストリートファニチャー(50mごとに
ベンチを設置する、ハブのアーチの
空間をつくる等)も一新

©MIP - London / www.miplondon.com/2019/12/12/foxhams-street-revamp

6

御堂筋



9

H30.10 現地勉強会@大宮

事業進行中でも
賑わいをつくる



27自治体 61人参加

10

大宮 ストリートテラス

OST2018



AFTER

11

大宮ストリートテラス

OST2017



12

H30.12 現地勉強会@北九州

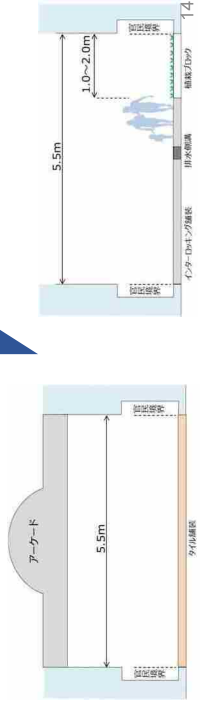
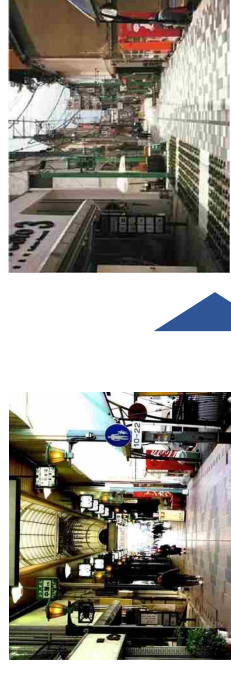
まちの元氣をつくる



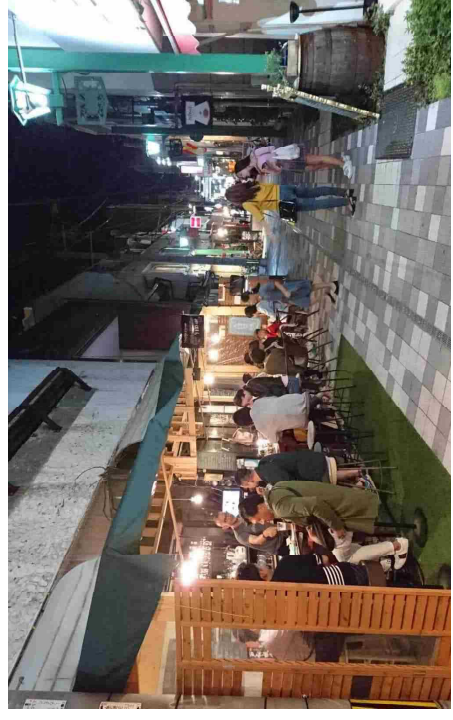
33自治体 83人参加

13

魚町サンロード



14



15

現地勉強会 述べ210人の皆様からの生の声

現地を直接見て学べる
機会は貴重

折衝ことが個人的
担当者の裁量次第...

自組織内部の
調整に苦戦中...

何から
はじめればよいのか
わからない

全国に仲間と
つながれて心強い

16

H31.3 第1回全国会議



17

H31.3 第1回全国会議



18

ウォーカーカブ推進都市 (令和元年12月31日時点)

※ウォーカーカブ推進都市は随時募集中です！

1	北海道札幌市	36	埼玉県さいたま市	71	東京都狛江市	141	大阪府枚方市	176	山口県周南市
2	北海道旭川市	37	埼玉県春日部市	72	東京都多摩市	142	大阪府交野市	177	徳島県徳島市
3	北海道室蘭市	38	埼玉県川口市	73	東京都稲城市	143	大阪府八尾市	178	香川県高松市
4	北海道北広島市	39	埼玉県浦和市	74	東京都調布市	144	大阪府河内長野市	179	香川県丸亀市
5	北海道札幌南町	40	埼玉県熊谷市	75	東京都昭島市	145	大阪府吹田市	180	香川県高松市
6	北海道沼田町	41	埼玉県川越市	76	東京都練馬区	146	大阪府高石市	181	香川県高松市
7	北海道東神楽町	42	埼玉県鴻巣市	77	東京都足立区	147	大阪府大畷狭山市	182	香川県高松市
8	北海道士幌町	43	埼玉県蕨市	78	東京都葛飾区	148	兵庫県神戸市	183	香川県高松市
9	青森県青森市	44	埼玉県川本町	79	東京都目黒区	149	兵庫県姫路市	184	愛媛県松山市
10	青森県弘前市	45	埼玉県川本町	80	東京都台東区	150	兵庫県西宮市	185	愛媛県大洲市
11	青森県八戸市	46	埼玉県川本町	81	東京都目黒区	151	兵庫県西宮市	186	高知県高知市
12	青森県三好市	47	埼玉県川本町	82	東京都目黒区	152	兵庫県西宮市	187	福岡県北九州市
13	青森県十和田市	48	埼玉県川本町	83	埼玉県川本町	153	兵庫県西宮市	188	福岡県久留米市
14	青森県むつ市	49	埼玉県川本町	84	埼玉県川本町	154	兵庫県西宮市	189	福岡県久留米市
15	千葉県市川市	50	埼玉県川本町	85	埼玉県川本町	155	兵庫県西宮市	190	福岡県久留米市
16	千葉県流山市	51	埼玉県川本町	86	埼玉県川本町	156	兵庫県西宮市	191	福岡県久留米市
17	千葉県流山市	52	埼玉県川本町	87	埼玉県川本町	157	兵庫県西宮市	192	福岡県久留米市
18	千葉県流山市	53	埼玉県川本町	88	埼玉県川本町	158	兵庫県西宮市	193	福岡県久留米市
19	千葉県流山市	54	埼玉県川本町	89	埼玉県川本町	159	兵庫県西宮市	194	福岡県久留米市
20	千葉県流山市	55	埼玉県川本町	90	埼玉県川本町	160	兵庫県西宮市	195	福岡県久留米市
21	千葉県流山市	56	埼玉県川本町	91	埼玉県川本町	161	兵庫県西宮市	196	福岡県久留米市
22	千葉県流山市	57	埼玉県川本町	92	埼玉県川本町	162	兵庫県西宮市	197	福岡県久留米市
23	千葉県流山市	58	埼玉県川本町	93	埼玉県川本町	163	兵庫県西宮市	198	福岡県久留米市
24	千葉県流山市	59	埼玉県川本町	94	埼玉県川本町	164	兵庫県西宮市	199	福岡県久留米市
25	千葉県流山市	60	埼玉県川本町	95	埼玉県川本町	165	兵庫県西宮市	200	福岡県久留米市
26	千葉県流山市	61	埼玉県川本町	96	埼玉県川本町	166	兵庫県西宮市	201	福岡県久留米市
27	千葉県流山市	62	埼玉県川本町	97	埼玉県川本町	167	兵庫県西宮市	202	福岡県久留米市
28	千葉県流山市	63	埼玉県川本町	98	埼玉県川本町	168	兵庫県西宮市	203	福岡県久留米市
29	千葉県流山市	64	埼玉県川本町	99	埼玉県川本町	169	兵庫県西宮市	204	福岡県久留米市
30	千葉県流山市	65	埼玉県川本町	100	埼玉県川本町	170	兵庫県西宮市	205	福岡県久留米市
31	千葉県流山市	66	埼玉県川本町	101	埼玉県川本町	171	兵庫県西宮市	206	福岡県久留米市
32	千葉県流山市	67	埼玉県川本町	102	埼玉県川本町	172	兵庫県西宮市	207	福岡県久留米市
33	千葉県流山市	68	埼玉県川本町	103	埼玉県川本町	173	兵庫県西宮市		
34	千葉県流山市	69	埼玉県川本町	104	埼玉県川本町	174	兵庫県西宮市		
35	千葉県流山市	70	埼玉県川本町	105	埼玉県川本町	175	兵庫県西宮市		

「居心地が良く歩きたくなる まちなか」のための 制度の創設

「まちなかウォーカーカブ推進プログラム(令和2年度予算決定時点版)」 国土交通省

○令和元年6月26日、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」の提言として、「**居心地が良く歩きたくなるまちなか**」から「**まちなかの再生**」へと変わりました。

○これを受け、国土交通省では、「**まちなかウォーカーカブ推進プログラム(令和2年度予算決定時点版)**」として、関連する令和2年度予算や税制改正、検討会・懇談会、作成予定の事例集等をとりまとめました。

○また、今回の提言に共鳴し、ともに取組を進める「**ウォーカーカブ推進都市**」に、**2.0.2 団体の賛同** (12月13日現在) があります。ウォーカーカブ推進都市をパートナーとして、強力に施策を推進していきます。



令和2年度税制改正

公共空間の拡大につながる民地の開放・施設の改修等を推進

○「**居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特別措置の創設**」

① 公共空間の拡大を図るための民地の開放・施設の改修等に際しては、当該土地の上に設置した権利関係に係る課税の特例(固定資産税(土地・建物資産)・都市計画税(土地))

② 公共空間の充実を図るための改修した家屋(原則として1階部分)に係る課税の特例(固定資産税・都市計画税)

○「**民間事業者による公共空間の活用促進**」

① 民間事業者による公共空間の活用促進を図るための課税の特例(固定資産税(土地・建物資産)・都市計画税(土地))

② 民間事業者による公共空間の活用促進を図るための課税の特例(固定資産税(土地・建物資産)・都市計画税(土地))

※「1」は懇談会の提言としてまとめられた。→「10」の施策「1」における関連項目

官民連携による「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を実現 予算・税制等のパッケージ支援により、公共空間の拡大・改変・利活用を推進

官 街路等の公共空間の改変
[予算支援]

民 オープンスペースの提供・利活用
[予算・税制・金融支援]

民地部分を開放(広場化)
[税制] 固定資産税5年間1/2に軽減、等

公共空間の利活用促進
[税制] 新市街地再生法4条1項の適用要件、等

官民連携による未来ビジョンの策定
[予算] 主要道路の整備やエリアマネジメントの推進支援、等

建物低層部を開放・リノベーション(ガラス張りの化等)
[税制] 固定資産税5年間1/2に軽減、等

潜在環境の向上のための歩行者滞在空間への改変(街路の広場化等)
[予算] 「ウォーカーカブ」が所在環境の向上に資する事業を補助、等

(参考) 官民連携のモデル事例

(高川区) 天王アザイル
○行政が整備した遊歩道上に、地権者が一体的な住居の付加価値を創出。
○テナビに面する遊歩道1階部分をオープン化(ガラス張りの化)し、用途を事務所から雑居に利用できるオープンスペースを創出。

(松山市) 花岡通り
○片側1車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行者空間を拡大するとともに、沿道施設と一体となった整備及び利用等を行うことで、街路空間をウォーカーカブ的な空間へと再構築。

7体の民地を開放
官民連携による利活用

整備前

令和2年度予算
 ~ウォーカーカブまちなか形成に対する一括支援~
 まちなかの官民のエリア空間を一体的に振興・居心地が良く歩きたく保ちまちなかへの修繕・改善を一括で推進
 ○まちなかウォーカーカブ推進事業(新規) 補助:1.5億円、補助:2.627億円の内訳
 ・人中心のウォーカーカブ空間に際限なく歩きたくまちなかの区域において、既存ストックを最大限活用した修繕・利活用を重点的・一体的に支援
 → (1)人中心のまちなかの修繕・改善(リノベーション)
 ○都市格差解消推進支援事業(新規) 補助:700.0億円
 ・水辺空間とまちが融合した良好な空間形成を推進するため、都市機能誘導区域、居住誘導区域に隣接する水辺の区域を支援(水辺エリア等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設を除く)
 → (1)人中心のまちなかの修繕・改善(リノベーション)

~都市の魅力を活かすウォーカーカブ都市再生への支援~
 Society5.0の実現に向けたエリア全体の価値向上につながる取組、民間の都市再生事業等、エリアの個性を高めるインフラ・サービスの形成・充実に向けた取組を推進
 ○スマートシティ(実証調査) 補助:2.3億円、補助:1.0億円
 ・IoT等のセンシング型スマートシティの構築支援(拡充)
 ・都市インフラ関係の主要事業において、データの公共的利活用を前提に、公共施設等と連携し、個別事業者の一体的整備等を支援
 → (4)インフラ・都市再生の推進
 ○市民協働等推進事業(継続) 補助:7.627億の内訳
 ・緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地における、継続やベンチ等の施設整備を支援
 → (9)芝生のほかの活用

~官民連携を促すウォーカーカブの支援~
 官民関係者(自治体、地権者に加え、就業者、住民等)が幅広く集結した「エリアプラットフォーム」の活用等、まちづくりにおける支援供給の仕組みの活用を推進
 ○官民連携を促すウォーカーカブ推進事業(継続) 補助:5.0億円
 ・官民連携を促すウォーカーカブ推進事業(新規) 補助:1.0億円
 ・都市再生緊急整備地域及び主要駅・中心部周辺地域の滞在者等の安全確保と都市機能の継続を図るための官民連携による取組を支援
 → (5)歴史的なまちづくりの活用等、充実
 地域の多様な主体からの大小様々な形の「志ある資金」の活用等、まちづくりにおける支援供給の仕組みの活用を推進
 ○共同型都市再生事業(継続) 補助:4.18億円
 ・長期安定した資金を提供することで、緑地・広場・テラス等の整備を促す事業を支援
 → (6)多様な資金の確保の促進
 ○まちなかウォーカーカブの活用等、まちづくりにおける支援供給の仕組みの活用を推進
 ・民間事業者による、まちなかの賑わいや活力を生み出す施設
 ・民間事業者による、まちなかの賑わいや活力を生み出す施設
 ・民間事業者による、まちなかの賑わいや活力を生み出す施設
 → (6)多様な資金の確保の促進

※「」は懇話会の提言としてまとめられた「国」による10の施策「」における関連項目

まちなかウォーカーカブ推進事業 施行地区

- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
- ②まちなかウォーカーカブ区域 (周辺環境整備に係る事業を含む)

※ウォーカーカブ区域は、概ね1km程度の以内の区域を想定

まちなかウォーカーカブ区域
 ※歩ける範囲のエリア(概ね1km程度以内の区域を想定)であって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

都市再生整備計画区域
 ※まちなかウォーカーカブ区域を支援する周辺環境の整備を図る区域
 ※施行地区の要件は、都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)の要件と同様



〈経過措置〉

令和3年度未だに事業開始する場合は、事業実施地における市町村が令和3年度中にまちなかウォーカーカブ区域を設定することを前提に、まちなかウォーカーカブ区域見込地での事業実施を可能とする。

まちなかウォーカーカブ推進事業(都市再生整備計画事業の拡充)概要

○都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修繕・利活用を重点的・一体的に支援する事業。

事業主体:【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等
 国費率:1/2

施行地区
 ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
 ②まちなかウォーカーカブ区域 (周辺環境整備に係る事業を含む)
 ※まちなかウォーカーカブ区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定

対象事業

○ウォーカーカブな空間整備
 ●道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改善
 ●まちなかウォーカーカブ区域を低下する周辺環境の整備
 例)街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化、高質化等
 ○アイレベルの刷新
 ●沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
 ●1階部分の透明化等の修繕整備
 例)沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供等
 ○滞在環境の向上
 【滞在環境整備事業】を新たに基幹事業として創設
 ●滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモールに必要施設等の整備
 ●滞在環境整備に関する社会実験やコーディネーター等の調査
 例)社会実験の実施、デザイン検討・検討・活用施設の導入等
 ○景観の向上
 ●景観資源の活用
 例)外観修繕、照明施設の整備、道路の美装化等

まちなかウォーカーカブ推進事業 拡充内容

支援対象事業

- 基幹事業について、既存ストックの利活用という観点から、都市再生整備計画事業から、いわゆるハコモノ・住宅の新設等を支援対象外とする一方、
- 新たな基幹事業「滞在環境整備事業」の立ち上げや、外観の修繕整備、建物内の公共空間整備等を新たに支援対象化

※支援対象事業の詳細は次項参照

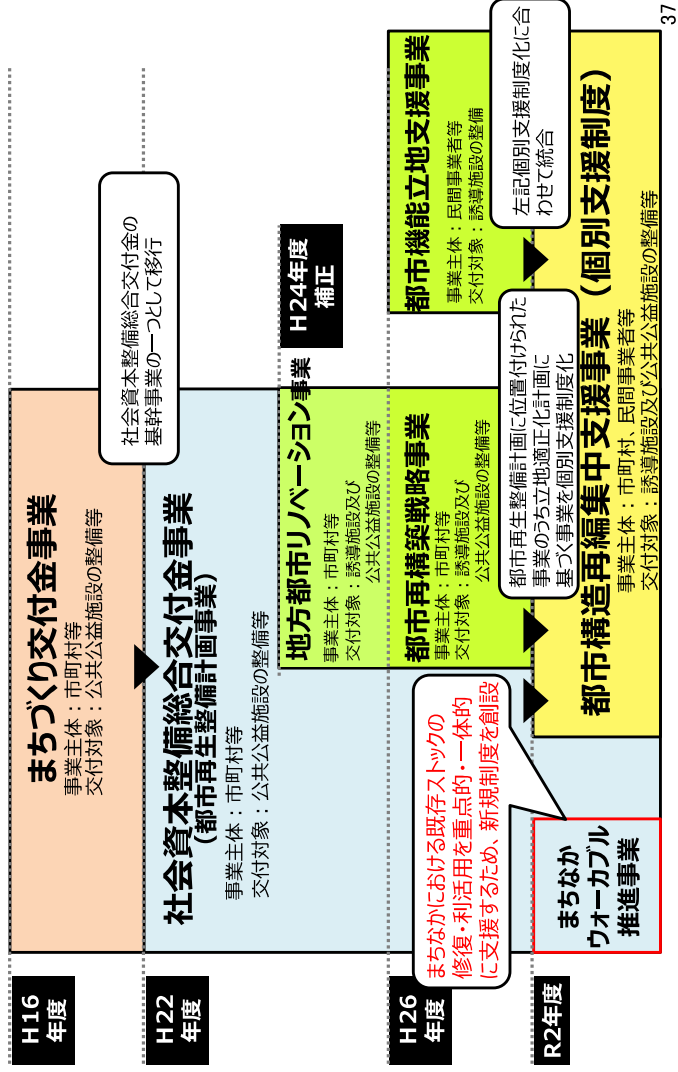
国費率・提案事業枠

- 国費率:1/2
- 提案事業枠:2割を上限

事業主体

- 都道府県、民間事業者等(独立行政法人都市再生機構等を含む)を新たな事業主体に追加

都市再生整備計画事業 これまでの制度の変遷



まちなかウオーカブル推進事業 支援対象

対象事業	対象施設
1. 事業活用調査	1 地域生活基盤施設
2. まちづくり活動推進事業	2 高質空間形成施設
3. 地域創造支援事業	3 高次都市施設
4. 道路	4 誘導施設
5. 公園	
6. 駐車場有効利用システム	
7. 地域生活基盤施設	
8. 高質空間形成施設	

※ 支援対象事業の創設・拡充・明確化

- 滞在環境整備事業(創設)
滞在者の快適性の向上に資する屋根やトランジットモジュールに必要な施設等の整備、社会実験・コワーキング等支援対象事業に追加
- 街なみ環境整備事業(拡充)
沿道施設の1階部分の開放等に資する修景整備等を支援するため、対象区域に「まちなかウオーカブル区域」を追加。ただし、1階部分の整備に限る
- 既存建造物活用事業(拡充)
沿道施設の1階部分の開放等に資するリノベーション等を支援するため、市民に開かれた民間による公共空間の提供を支援対象に追加
- 地域生活基盤施設(明確化)
駐車場の整備について「荷捌き駐車場、駐車場出入口付替」を明確化
- 高質空間形成施設(明確化)
緑化施設等の整備について、「給電・給排水施設」を明確化

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置・都市計画図例

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となった魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置を創設する。

施策の背景

〇都市再生の取組をさらに進めさせるには、官民一体となって魅力的な公共空間を確保し、多様な人々の出会い・交流の場を提供する。「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出が必要。
(成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日 閣議決定)等に位置付け)

要望の結果

〇市町村が、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域を設定し、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度を創設。
〇この制度に基づき、行政による公共施設の改修・利活用と併せて行われる周辺の土地所有者等による以下の取組に対し、税制特例を適用。

特例措置の内容

- 公共空間の拡大を図るため公共施設等の用に供した土地及び当該土地の上に設置した償却資産に係る課税の特例
- 公共空間の充実に資するため改修した家屋(原則として1階部分)に係る課税の特例

【固定資産税(土地・償却資産)・都市計画税(土地)】
道路、広場等の用に供する土地及びこれらの上に設置された芝生、ベンチ等の償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減

＜適用イメージ＞民地部分を開放(広場化)し、公共空間を拡大

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ

＜適用イメージ＞建物低層部をオープン化(ガラス張り等)し、公共空間を充実

税制特例適用箇所

税制特例適用箇所

結果

上記①、②について特例措置(～令和4年3月31日)を創設する。

これからの時代のストリートの在り方を検討する

ストリートデザイン懇談会設置しました

懇談会委員

- ・コア委員
- 岸井隆幸(日本大学特任教授、座長)、泉山皇威(東京大学助教)、小嶋 文(埼玉大学准教授)、西村亮彦(国土館大学講師)、藤村龍至(東京藝術大学准教授、副座長)、三浦詩乃(横浜国立大学助教)
- ・オブザーバー
- 東京都、神戸市、姫路市、UR都市機構、警察庁
- ・関係部局 道路局 ※事務局：都市局

スケジュール

- ・8/29 第1回 総論 ～これからのストリートに求められるもの～
- ・10/01 第2回 「使う ～都市生活を豊かにするアクティビティ～」
- ・10/29 第3回 「作る ～居心地の良い歩きたくなる公共空間デザイン～」
- ・11/29 第4回 「変える ～ストリートを変える環境づくり～」
- ・12/18 第5回 「測る ～居心地の良いストリートの評価～」

・年度内 中間とりまとめ公表 → ガイドライン発出へ



第2回懇談会



第2回西村ゲスト委員ブレゼン

リンク&ブレイスとしてのストリート

「リンク」としてのストリートの使われ方

様々な手段による移動：

- 自家用車、貨物車
- 公共交通
- 自転車
- 歩行者

→ 要は「人々の移動」

「ブレイス」としてのストリートの使われ方

- 人々が立って、座って、観光して、
買い物して、商売して...
- パフォーマンス、パレード、
デモンストレーション...
- + クルマに関係する活動としては
 - 駐車
 - 荷捌き

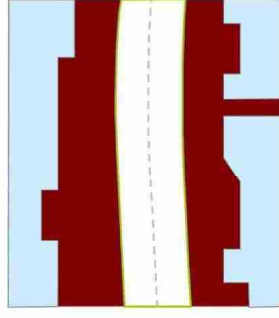
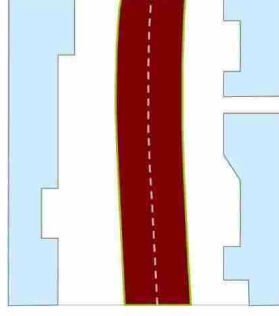
ストリートが持つ2つの機能～リンク&ブレイス

リンク=交通
移動するための「導管」としてのストリート

設計目的：
時間を短縮

ブレイス=空間
それ自身が「目的地」となるストリート

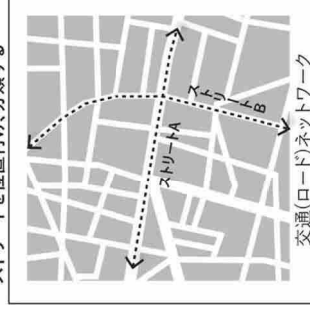
設計目的：
時間を過ごす



「LINK AND PLACE: A NEW APPROACH TO STREET PLANNING AND DESIGN
Peter Jones, Centre for Transport Studies, UCL, London より抄訳

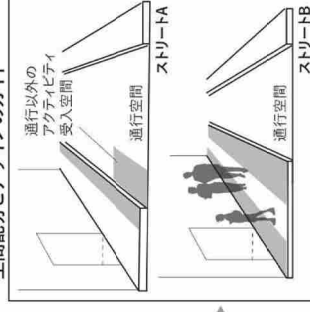
ストリートの空間を再配分するプロセス

①交通ネットワーク内でストリートを位置付け、分類する



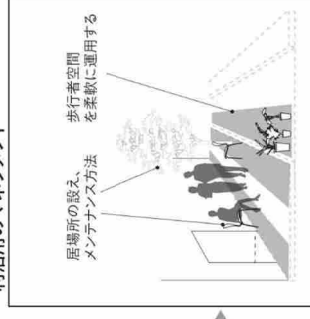
交通ネットワーク内で、通行以外の空間への本質的需要を抽出し、ソーシングする。交通デザイナーだけでなく、沿道の建物用途やアアメニティ、市民意見を判断材料とする。

②位置付けられたストリートの空間配分とデザインガイド



沿道の都市活動の活性化に寄与する通行空間の公共交通・自転車優先のデザイン、通行以外のアクティビティ受入空間のデザインのパターンを示唆する。

③歩行者空間の設えや利活用へのマネジメント



歩行者のアクティビティを活性化させる現場のノウハウを示す。空間の質の診断や、マネジメントの担い手の人材育成にも対応する。

懇談会の主な論点(案)

問題意識

- 各都市において、ストリートの改変に踏み出そうとした際に、例えば、
- ① 意義及び効果 ～ ストリートの改変の必要性や、それが生み出す多面的な影響、
 - ② 構成要素 ～ 沿道や周辺環境を踏まえた望ましいデザインや設え、
ストリートにおけるアクティビティや、これを担うプレイヤーのあり方、
 - ③ 交通ネットワーク ～ 各街路それぞれの位置付けから、外周街路の活用をはじめ
交通再配分の考え方、駐車場の配置や出入口のあり方、
- 等について、一定の取りまとまったリソースが乏しく、模索を繰り返しているのが現状。
このようなことから、市内での機運醸成から、市内調整、さらには関係機関協議等において、
アドホックな対応に苦慮している状況。

主な論点

- 1) ストリートを人間中心の空間へリノベーションしていく意義と効果とは？
- 2) ストリートの空間デザインや設えはどうかあるべきか？
- 3) どのようなアクティビティを、どう運営していくべきか？
- 4) どうプレイヤーを選び、育て、支え、つなげていくべきか？
- 5) ストリートを支える交通環境をどのように考えるべきか？

ガイドラインとして、参考となる考え方や手順等を取りまとめたいと予定

資料・議事概要
HPにて公表中！



「居心地の良い歩きたくなる街路づくり」 進めましょう